



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 946 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 1
- 947 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 1
- 948 一般競争入札による落札者の決定 (医務課) 2
- 949 令和3年度及び令和4年度和歌山県試験研究機関電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (農林水産総務課) 2
- 950 保安林の指定の解除 (森林整備課) 5
- 951 保安林の指定施業要件の変更 (") 5
- 952 " (") 6

○ 警察本部告示

- 11 一般競争入札による落札者の決定 6

○ 公告

- 入札公告 (農林水産総務課) 7

○ 監査公表

- 監査公表第23号 11

告 示

和歌山県告示第946号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和3年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号 | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 | 指定の有効期間の満了の日 |
|------------|------------------------|--------|-----------------------|---------|-------------|--------------|
| 3072000783 | 特定非営利活動法人 フードバンク和歌山 | こころねケア | 和歌山県御坊市湯川町 財部778-4 | 訪問介護 | 令和 3.9.1 | 令和 9.8.31 |

和歌山県告示第947号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和3年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号 | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 | 指定の有効期間の満了の日 |
|---------|------------|--------|---------|---------|-------|--------------|
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------|---------------------------|------------------|----------------------------|----------|-------------|--------------|
| 30610900 76 | 合同会社紀州くどや ま | 訪問看護ステーション英～はな～ | 和歌山県橋本市高野口町向島219番地4 | 訪問看護 | 令和 3.9.1 | 令和 9.8.31 |
| | | | | 介護予防訪問看護 | 令和 3.9.1 | 令和 9.8.31 |
| 30617901 39 | 合同会社Prevention Project | 訪問看護ステーションREVIVE | 和歌山県紀の川市西大井143番地5 ロクイチビル3階 | 訪問看護 | 令和 3.9.1 | 令和 9.8.31 |
| | | | | 介護予防訪問看護 | 令和 3.9.1 | 令和 9.8.31 |

和歌山県告示第948号

和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和3年度から令和5年度まで）について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る調達の商品及び数量

和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和3年度から令和5年度まで） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課
有田郡有田川町庄31番地

3 落札者を決定した日

令和3年8月20日

4 落札者の氏名及び住所

クリーン興商株式会社
有田郡有田川町大字小島433番地5

5 落札金額

45,144,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,104,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和3年7月9日

和歌山県告示第949号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和3年度及び令和4年度和歌山県試験研究機関電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

令和3年度及び令和4年度和歌山県試験研究機関電力調達

| | | | | | |
|---|-------------------|---------|-------|--------------|------------|
| ア | 和歌山県農業試験場 | 予定契約電力 | 71kW | 予定調達電力量 | 166,771kWh |
| イ | 和歌山県農業試験場暖地園芸センター | 予定契約電力 | 91kW | 予定調達電力量 | 178,469kWh |
| ウ | 和歌山県果樹試験場 | 予定契約電力 | 93kW | 予定調達電力量 | 147,710kWh |
| エ | 和歌山県果樹試験場かき・もも研究所 | 予定契約電力 | 34kW | 予定調達電力量 | 56,126kWh |
| オ | 和歌山県果樹試験場うめ研究所 | 予定契約電力 | 50kW | 予定調達電力量 | 155,374kWh |
| カ | 和歌山県畜産試験場 | 予定契約電力 | 38kW | 予定調達電力量 | 122,659kWh |
| キ | 和歌山県畜産試験場養鶏研究所 | 予定契約電力 | 23kW | 予定調達電力量 | 47,887kWh |
| ク | 和歌山県林業試験場 | 予定契約電力 | 39kW | 予定調達電力量 | 76,360kWh |
| ケ | 和歌山県水産試験場 | 予定契約電力 | 114kW | 予定調達電力量 | 454,555kWh |
| コ | 和歌山県水産試験場内水面試験地 | 予定契約電力 | 42kW | 予定調達電力量 | 130,548kWh |
| | 合計（1年間） | 予定調達電力量 | | 1,536,459kWh | |

(2) 契約期間

令和4年2月1日から令和5年1月31日までの1年間（令和4年2月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和4年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号。以下「要綱」という。）第3条第1号から第6号まで、第9号及び第10号の要件を満たすものであること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(4) 申請日において、和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針（平成31年策定。以下「環境配慮方針」という。）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの一般競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあっては、2の（3）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びセの書類については代表者が、イからケまで、シ及びスの書類については構成員ごとに、コ及びサの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 使用印鑑届

オ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

カ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

キ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ケ 2の（2）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

コ 2の（3）の要件を満たしていることを証する書面の写し

サ 2の（4）の要件を満たしていることを証する書面として、環境配慮方針の6の（1）に定める別記様式（和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書。以下「電力調達契約評価項目報告書」という。）及びその内容を確認できる資料

シ 誓約書

ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

セ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアからエまで及びサ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からセ（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和3年9月17日（金）から同年10月1日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 要綱の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登録されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、（1）のウからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年9月17日（金）から同月29日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4) の質問に対する回答は、令和3年10月6日（水）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）

により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県農林水産総務課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/index.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年9月17日（金）から同年10月7日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、書留郵便により令和3年10月7日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2862

ファクシミリ番号 073-433-3024

なお、3の（5）の和歌山県農林水産総務課のホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書を令和3年10月19日（火）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和3年10月21日（木）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、令和3年10月25日（月）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第950号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字東大谷字田ノ尾644の2、645の5、654の3、字有ノ木浴696の3、705の4、705の5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第951号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
田辺市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第952号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
田辺市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第11号

和歌山県警察交通情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和3年9月17日

和歌山県警察本部長 親家 和 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県警察交通情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和3年8月12日

4 落札者の氏名及び住所

和歌山県警察交通情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務・NECAP/NECコンソーシアム

（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目15番3号

（構成員）日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目7番1号

5 落札金額

127,050,000円（うち消費税及び地方消費税の額11,550,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和3年6月29日

公 告

入 札 公 告

令和3年度及び令和4年度和歌山県試験研究機関電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

令和3年度及び令和4年度和歌山県試験研究機関電力調達

ア 和歌山県農業試験場

予定契約電力 71kW 予定調達電力量 166,771kWh

イ 和歌山県農業試験場暖地園芸センター

予定契約電力 91kW 予定調達電力量 178,469kWh

ウ 和歌山県果樹試験場

予定契約電力 93kW 予定調達電力量 147,710kWh

エ 和歌山県果樹試験場かき・もも研究所

予定契約電力 34kW 予定調達電力量 56,126kWh

オ 和歌山県果樹試験場うめ研究所

予定契約電力 50kW 予定調達電力量 155,374kWh

カ 和歌山県畜産試験場

予定契約電力 38kW 予定調達電力量 122,659kWh

キ 和歌山県畜産試験場養鶏研究所

予定契約電力 23kW 予定調達電力量 47,887kWh

ク 和歌山県林業試験場

予定契約電力 39kW 予定調達電力量 76,360kWh

ケ 和歌山県水産試験場

予定契約電力 114kW 予定調達電力量 454,555kWh

コ 和歌山県水産試験場内水面試験地

予定契約電力 42kW 予定調達電力量 130,548kWh

合計（1年間）予定調達電力量 1,536,459kWh

(2) 調達の場所

- ア 和歌山県農業試験場 紀の川市貴志川町高尾160
- イ 和歌山県農業試験場暖地園芸センター 御坊市塩屋町南塩屋724
- ウ 和歌山県果樹試験場 有田郡有田川町奥751-1
- エ 和歌山県果樹試験場かき・もも研究所 紀の川市粉河3336
- オ 和歌山県果樹試験場うめ研究所 日高郡みなべ町東本庄1416-7
- カ 和歌山県畜産試験場 西牟婁郡すさみ町見老津1
- キ 和歌山県畜産試験場養鶏研究所 日高郡日高川町船津1090-1
- ク 和歌山県林業試験場 西牟婁郡上富田町生馬1504-1
- ケ 和歌山県水産試験場 東牟婁郡串本町串本1557-20
- コ 和歌山県水産試験場内水面試験地 紀の川市桃山町調月32-3

(3) 仕様等

仕様書（1）から（10）までによる。

(4) 契約期間

令和4年2月1日から令和5年1月31日までの1年間（令和4年2月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和4年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和3年和歌山県告示第949号に規定する令和3年度及び令和4年度和歌山県試験研究機関電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）

(2) 期間

令和3年9月17日（金）から同年10月1日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3（1）に同じ。

なお、和歌山県農林水産総務課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/index.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和3年9月17日（金）から同月29日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間において、和歌山県農林水産総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3)の質問に対する回答は、令和3年10月6日（水）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1)の和歌山県農林水産総務課のホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階 農林水産部会議室

イ 入札日時

令和3年10月27日（水）午前10時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年10月26日（火）午後5時までに和歌山県農林水産総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県農林水産総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何等の責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県農林水産総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2862（直通）

ファクシミリ番号 073-433-3024

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :
Total electricity about 1,536,459kWh to use at the Wakayama Prefectural Institutes for Agriculture, Forestry and Fisheries
- (2) Date and time for tender :
10:30 a.m. 27 October 2021 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 26 October 2021)
- (3) Contact point for the notice :
Agriculture, Forestry and Fisheries General Affairs Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2862
FAX 073-433-3024

監 査 公 表

和歌山県監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年9月17日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

2 監査の着眼点

(1) 補助団体等について

補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

(2) 出資・出捐団体について

ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 公の施設の指定管理者について

ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

(4) (1)～(3) 共通

当該財政的援助に係る出納事務は、適切に処理されているか。

3 監査の実施内容

| 監査対象機関 | 監査実施年月日 |
|-------------------|-----------|
| 和歌山県土地開発公社 | 令和3年8月16日 |
| 公益財団法人和歌山県農業公社 | 令和3年8月17日 |
| 一般社団法人わかやま森林と緑の公社 | 〃 |

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。
なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

一般社団法人わかやま森林と緑の公社

旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

5 監査委員の除斥

和歌山県土地開発公社の監査において、監査対象期間中に同公社役員であった森田康友委員について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。